

副本

令和6年(行コ)第52号 旅券発給拒否取消等請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(原審原告。以下「原審原告」という。)

被控訴人兼控訴人(原審被告。以下「原審被告」という。) 国(处分行政庁:外務大臣)

控訴答弁書

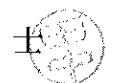
令和6年6月21日

東京高等裁判所第8民事部D2係 御中

原審被告指定代理人 山 喬



田 中 隆 士



針 生 淳



高 橋 潤



笛 村 美 智 子



石 田 達 譲



藤 川 雅 大



溝 渕 幸 治



檜 垣 寿 博



目 次

第1 原審原告の控訴の趣旨（原審原告の2024年（令和6年）3月18日付け控訴状訂正申立書による訂正後のもの）に対する答弁	5
第2 はじめに	5
第3 本件各義務付けの訴えはいずれも行訴法37条の3第1項2号の訴訟要件を欠き不適法であること	7
第4 旅券法13条1項1号が違憲無効であるとする原審原告の主張に理由がないこと	7
1 旅券法13条1項1号所定の旅券発給制限事由が「合理的で必要やむを得ない限度のもの」とはいえず、同規定が違憲無効であるとする原審原告の主張に理由がないこと	7
(1) 海外渡航の自由に対する公共の福祉による制限は「必要やむを得ない限度のもの」とまではされていないこと	8
(2) 旅券法13条1項1号はある者を入国禁止とした国と我が国との二国間の事情に基づき旅券の発給を制限できるにすぎない規定である旨の原審原告の主張が誤りであること	9
(3) ある国から入国禁止とされた者に旅券を発給したとしても、各国には入国禁止の自由があるから、当該国と我が国との二国間の信頼関係を害することにならない旨の原審原告の主張が誤りであること	13
(4) 旅券法13条1項1号は日本独自の片面的規定であるから、ある国から入国禁止とされた者に旅券を発給したとしても、当該国と我が国との二国間の信頼関係を害することにならない旨の原審原告の主張に理由がないこと	16
(5) 旅券法13条1項1号により、全世界への渡航を禁止する必要性及び合理性がないとする原審原告の主張に理由がないこと	18

(6) 小括	21
2 旅券法13条1項1号に基づき同号所定の「その国」以外の国の渡航を制限することが憲法41条、13条に反するとする原審原告の主張に理由がないこと	21
(1) 立法府による民主的統制なく渡航先国を「その国」以外に拡張することは許されない旨の原審原告の主張に理由がないこと	22
(2) 旅券法13条1項1号が、海外渡航の自由を過度に広範に制限する結果を招くものであり、違憲であるとする原審原告の主張に理由はないこと	24
(3) 小括	25
第5 本件旅券発給拒否処分が行政手続法に反するとの原審原告の主張に理由がないこと	25
1 旅券法13条1項1号に基づく旅券発給拒否に係る審査基準を設定していないことが違法である旨の原審原告の主張に理由がないこと	25
2 本件旅券発給拒否処分の理由提示に違法がある旨の原審原告の主張に理由がないこと	26
3 小括	28
第6 本件旅券発給拒否処分が、違憲・違法であるとの原審原告の主張に理由がないこと	28
1 旅券法13条1項1号の「渡航先」とは、旅券記載の渡航先ではなく、一般旅券発給申請書記載の渡航先と限定的に解さなければ違憲である旨の原審原告の主張に理由がないこと	29
2 トルコによる入国禁止措置は存在しなかった旨の原審原告の主張に理由がないこと	31
3 トルコによる入国禁止措置の根拠条文があいまいで、「法規により」入国禁止措置が課されたとはいえない旨の原審原告の主張に理由がないこと	32

4 本件旅券発給拒否処分は外務大臣の裁量権の範囲の逸脱・濫用があるから違法である旨の原審原告の主張に理由がないこと	34
(1) 原審原告が紛争地を取材するジャーナリストであることを強度の積極事情として考慮すべきである旨の原審原告の主張に理由がないこと	34
(2) 原審原告が紛争地を取材する際に非正規の方法で入国したことを旅券を発給すべき事情として考慮すべきである旨の原審原告の主張に理由がないこと	37
(3) 原審原告がトルコに渡航する意図がなかったことを旅券を発給すべき事情として考慮すべきである旨の原審原告の主張に理由がないこと	39
(4) トルコの公共秩序や治安に反する行為はなかったからそれを消極事情として考慮すべきでない旨の原審原告の主張に理由がないこと	40
(5) 小括	42
5 少なくとも限定旅券を発給すべきである旨の原審原告の主張に理由がないこと	42
第7 原判決は国家賠償請求権の消滅時効の起算点に関する判断を誤っている旨の原審原告の主張に理由がないこと	43
第8 結語	48

**第1 原審原告の控訴の趣旨（原審原告の2024年（令和6年）3月18日付け
控訴状訂正申立書による訂正後のもの）に対する答弁**

- 1 原判決主文第2項中、主位的に全ての地域を渡航先として記載した一般旅券の発給の義務付けを求める原審原告の請求及び予備的にトルコ以外の全ての地域を渡航先として記載した一般旅券の発給の義務付けを求める原審原告の請求を棄却した部分をいずれも取り消す
- 2 本件訴えのうち、前項の各請求に係る部分を却下する
- 3 その余の原審原告の本件控訴を棄却する
- 4 訴訟費用は第1、2審とも原審原告の負担とする
- 5 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が原審被告に送達された後14日経過した時とすることとの判決を求める。

第2 はじめに

- 1 本件は、原審原告が、外務大臣に対して一般旅券の発給申請をしたところ、令和元年7月10日付で、トルコから入国禁止措置を受けたことを理由として旅券法13条1項1号に基づく本件旅券発給拒否処分を受けたことから、①同処分が違法であると主張してその取消しを求るとともに、②主位的に全ての地域を渡航先として記載した一般旅券発給の義務付けを、予備的にトルコ以外の全ての地域を渡航先として記載した一般旅券発給の義務付けを求め、また、③本件旅券発給拒否処分が国賠法上違法であるとして、同法1条1項に基づく損害賠償金等の支払を求める事案である。

原判決は、原審原告の上記②の各義務付けの訴え（以下「本件各義務付けの

訴え」という。)に係る請求及び上記③の損害賠償を求める請求をいずれも棄却したが、本件旅券発給拒否処分が違法であるとして上記①の本件旅券発給拒否処分の取消請求(以下「本件取消請求」という。)を認容した。

2 しかしながら、原判決のうち、本件取消請求を認容した部分は、原審被告の令和6年3月28日付け控訴理由書(以下「原審被告控訴理由書」という。)で述べたとおり棄却されるべきである。

また、本件各義務付けの訴えに係る請求をいずれも棄却した部分は、上記のとおり、本件取消請求が棄却されるべきものであるから、いずれも行訴法37条の3第1項2号の訴訟要件を欠き不適法であり、却下されるべきである。

また、原判決のうち本件損害賠償請求を棄却した部分は結論において正当である。

原審原告は、原判決中、原審原告の敗訴部分の取消しを求め、2024年(令和6年)4月8日付け控訴理由書1及び同日付け控訴理由書2(以下、それぞれ「原審原告控訴理由書1」、「原審原告控訴理由書2」といい、これらを併せて「原審原告各控訴理由書」という。)において、旅券法13条1項1号が違憲・違法であるとか原審原告の原審被告に対する国家賠償請求権の消滅時効の起算点は、原判決が認定した本件旅券発給拒否処分に係る通知書を原審原告が受け取った時点とすべきではないなどと主張するが、それらは基本的に原審での主張の繰り返しか独自の見解に基づくものにすぎず、その主張に理由がないことは、原審及び原審被告控訴理由書における原審被告の主張からも明らかである。

3 以下では、改めて、本件各義務付けの訴えが不適法であることについて述べ(後記第3)、また、原審原告各控訴理由書における原審原告の主張について、必要と認める範囲で反論する(後記第4ないし第7)。

なお、略語等は、本書面で新たに用いるもののほか、原審被告控訴理由書の

例による。

第3 本件各義務付けの訴えはいずれも行訴法37条の3第1項2号の訴訟要件を欠き不適法であること

原判決は、本件各義務付けの訴えはいずれもいわゆる申請型義務付け訴訟に該当するとした上で、本件旅券発給拒否処分は取り消されるべきものであるから、本件各義務付けの訴えはいずれも適法である旨判示した（原判決52ないし54ページ）。

しかし、原審被告控訴理由書で述べたとおり、本件旅券発給拒否処分は適法であり、同処分は取り消されるべきものではない。すなわち、原判決の上記判断は、トルコ及びトルコと地理的に近接する国への渡航を制約する点において、外務大臣の裁量の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものということはできないとする前提に立って、外務大臣が全ての地域を渡航先として記載した一般旅券の発給処分をしないことが裁量権の範囲を超える、又はその濫用に当たると認められるとするものであるが、この判断に誤りがあることは原審被告控訴理由書で述べたとおりである。

したがって、原審被告答弁書第2（3及び4ページ）で述べたとおり、併合提起された本件取消請求は棄却されるべきものであるから、本件訴えのうち本件各義務付け請求に係る部分は、いずれも行訴法37条の3第1項2号の訴訟要件を欠き不適法であり、却下されるべきである。

第4 旅券法13条1項1号が違憲無効であるとする原審原告の主張に理由がないこと

1 旅券法13条1項1号所定の旅券発給制限事由が「合理的で必要やむを得ない限度のもの」とはいえず、同規定が違憲無効であるとする原審原告の主張に

理由がないこと

原審原告は、旅券法13条1項1号と7号を「混同・同視することは許されず、截然と区別されなければならない」（原審原告控訴理由書1・20ページ）とし、同項1号は、「入国禁止とした国との「二国間」の事情に基づき旅券の発給を制限できるにすぎない規定である」（原審原告控訴理由書1・24ページ）とした上で、同号の「立法事実は、極めて薄弱なものであり、一国の入国禁止により全世界への渡航を禁止することの必要性及び合理性など到底認められ」ず（原審原告控訴理由書1・31ページ）、同号が「合理的で必要やむを得ない限度のもの」とはいえないと主張する（原審原告控訴理由書1・10ないし31ページ）が、以下に述べるとおり、原審原告の主張はいずれも理由がない。

(1) 海外渡航の自由に対する公共の福祉による制限は「必要やむを得ない限度のもの」とまではされていないこと

原審原告は、旅券法13条1項1号所定の旅券発給制限事由は、「合理的でやむを得ない限度のもの」とはいえず、違憲無効であると主張する（原審原告控訴理由書1・21ないし31ページ）。

しかしながら、原審被告控訴理由書第3の1（35及び36ページ）で述べたとおり、最高裁昭和33年判決が「外国旅行の自由といえども無制限のままに許されるものではなく、公共の福祉のために合理的な制限に服するものと解すべきである」と判示し、その後も、最高裁昭和44年判決及び最高裁昭和60年判決が、最高裁昭和33年判決を引用して、外国旅行「の自由は公共の福祉のために合理的な制限に服するものである」とするなど、累次の最高裁判例は、旅券発給制限事由について、海外渡航の自由に対する制限として合理的なものであることを要するとするが、原審原告が主張するよう

な合理的で「必要やむを得ない限度のもの」であることまで求められるとはしていない。

原審被告準備書面(1)第5の1(31ページ)で述べたとおり、仮に海外渡航の自由が憲法22条によって保障されているという考えに立ったとしても、累次の最高裁判例によって確立された上記の法理に変わることはない。

したがって、原審原告の上記主張は前提を欠いており、理由がない。

(2) 旅券法13条1項1号はある者を入国禁止とした国と我が国との二国間の事情に基づき旅券の発給を制限できるにすぎない規定である旨の原審原告の主張が誤りであること

ア 原審原告は、旅券法13条1項1号がある者を入国禁止とした国と我が国との二国間の事情に基づき旅券の発給を制限できるにすぎない規定であるとした原判決について正当であるとした上で、このことは、①同号が憲法上の「海外渡航の自由」を制限するものであり、「国際信義を重んずる」(乙16)という漠然かつ抽象的な説明によっては到底正当化できないこと、②旅券法制定時の国会説明において、特定の「相手国」を前提とした説明がされていたこと、③旅券法制定時は、旅券の渡航先が特定されていたため、ある国から入国禁止とされた者は当該国以外を渡航先として一般旅券の発給申請をすれば旅券発給拒否処分を受けることがなかったこと、④入国禁止とした国のみの事情によって、それ以外の各国が1号該当者の渡航を受け入れる利益を害することが不合理であることからも明らかである旨を主張する(原審原告控訴理由書1・24及び25ページ)。

イ しかしながら、旅券発給業務(発給制限を含む。)は、「国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ることを任務とする」外務省がその任務を達成するために所掌する事務の一つとされていることから明らかのように(外務省設置法3条1項、4条12号)、国際社会における日本

国や国民の利益の増進を図ることが、その事務の遂行上、当然に要請されているといえる。また、外務大臣による旅券発給に係る判断は、特段の具体的な条項なく、いわば裸でこうした利益に反するか否かを判断するわけではなく、法律が定めた要件に照らして、つまり、旅券法に発給制限事由として定められた具体的な規定に当てはめることにより、具体的な要件を通じて判断されることとなるのであるから、漠然かつ抽象的なことで正当化されているというわけではない。そして、旅券法13条1項1号に該当する者（以下「1号該当者」という。）は、一般に、他国において、その国の法秩序や安全、国益の観点から有害とされて入国を拒否された者であり、かかる類型に該当する者に対して、我が国が一般旅券を発給し、当該者を我が国の主権を及ぼし得ない自国の領域外に置くことは、国際的な法秩序及び治安の維持を害するおそれがあるばかりか、一般旅券が外国当局に対して当該者に対する保護・援助を要請するものであることからすれば、国際社会における我が国の信頼が損なわれ、ひいては、我が国の国益等にも重大な影響を及ぼすおそれがある。すなわち、各国への入国 の方法には種々のルートや手段が実際上あり得ることに加え、国際社会において問題なのは、上記の事情がある者が、入国を禁じた国に渡航することに限られるのではなく、そのような者を自国の主権の及び得ない国外に渡航させるということ自体にも存在することが想定されるのである。

以上の点に照らせば、一般旅券の発給制限事由の一つとして旅券法13条1項1号が定められている趣旨・目的は、国際信義を重んずる趣旨であり、具体的には、国際的な法秩序の維持、国際社会における犯罪の防止、ある者を入国禁止とした国と我が国との二国間の信頼関係の維持にとどまらない国際社会における信頼関係の維持、ひいては我が国の国益（日本国 の利益）の維持等にある。そして、原審被告控訴理由書第2の1(1)ウ(ア)

及び第3の2(1)イ(ア)(18及び41ページ)で述べたとおり、今日、国際関係が多様で、国家間の利害が複雑に絡み合う関係にある中、ある特定の国への行為、あるいは、ある特定の国との関係における行為であったとしても、当該行為は、それを把握するその他の諸外国にとっても、外交上、国益上、一定の意義を有することとなるのであって、旅券の発給という行為が、自国民を自国の主権の外に置き、他国の保護援助等を要請する対象とするものであり、それが諸外国からどのように認識・評価・利用されるかなどという外交上の考慮を踏まえた判断を経なければならないことからすれば、旅券法13条1項1号の趣旨・目的について、ある者を入国禁止とした国と我が国の二国間の信頼関係の維持にとどまるなどとは到底いえない。

したがって、この点についての原判決の判断は誤りであり、原審原告の上記主張にも理由はない。

ウ また、原審原告の前記ア①ないし④の主張は、それぞれ個別にみても、以下のとおりいずれも理由がない。

すなわち、前記ア①(国際信義を重んじるという漠然かつ抽象的な説明では旅券法13条1項1号を正当化できないとする点)については、前記イのとおり、「国際信義を重んずる」とは、具体的には、国際的な法秩序の維持、国際社会における犯罪の防止、ある者を入国禁止とした国と我が国との二国間の信頼関係の維持にとどまらない国際社会における信頼関係の維持、ひいては我が国の国益の維持といった多様な要素を含むものであって、かつ、その事情は現実的なもので、具体性があり、漠然であるとか抽象的とかいう原審原告の指摘は当たらない。また、前記(1)のとおり、海外渡航の自由といえども、公共の福祉のための合理的な制限に服するところ、1号該当者に対して、我が国が旅券を発給し、外国当局に対して当

該者に対する保護・援助を要請することは、国際的な法秩序及び治安の維持を害するおそれがあるばかりか、国際社会における我が国の信頼が損なわれ、ひいては、我が国の国益等にも重大な影響を及ぼすおそれもあるのであるから、「国際信義を重んずる」ことは海外渡航の自由を制限する根拠として十分に合理性を有するものであって、1号該当者に対する旅券発給拒否処分を可能とする旅券法13条1項1号の規定が合理的な制限を定めるものであることは明らかである（乙48・35ページ9ないし18行目も同旨）。

前記ア②及び③（旅券法制定時の国会説明において、旅券法13条1項1号について特定の「相手国」を前提とした説明がされていた点及び当時は旅券の渡航先が特定されていたことから、入国禁止措置を課した国以外の国を渡航先とすれば旅券発給拒否処分を受けることがなかったとする点）については、原審被告控訴理由書第3の2(1)（38ないし42ページ）で述べたとおり、旅券法の昭和26年制定時から、複数国を渡航先とする一往復用旅券や数次往復用旅券の発給が可能であったから（乙57、58）、申請者が複数国を渡航先として一般旅券の発給申請をし、その渡航先とした複数国の中に申請者を入国禁止とした国が含まれている場合は、外務大臣等は、旅券法13条1項1号に基づき、一般旅券の発給をしないことができた。このことは、旅券法制定時においても、旅券法13条1項1号の目的について、単にある者を入国禁止とした国と我が国との二国間の信頼関係の維持のみであるとの理解では説明が困難であることを示している。それに加え、昭和45年改正以降、制度上、渡航先を特定せずに包括記載（北朝鮮等の地域を除く全ての外国の地域）とする数次往復用旅券の発給申請をすることが可能となり（実務の運用上も、包括記載の数次往復用旅券の発給申請が平成元年改正当時9割程度を占めていたことに

については、原審被告準備書面(5)第1の2(2)ア・8ページ参照)、平成元年改正以降、実務の運用に合わせ、渡航先を特定せずに包括記載(All Countries and Areas(全ての国と地域))とする数次往復用旅券を発給することが原則となった。こうした事実に照らせば、旅券法13条1項1号の「渡航先」が意味するところは、その文言上、全ての国と地域ということとなるから、同項1号の目的について、ある者を入国禁止とした国と我が国との二国間の信頼関係の維持のみであるという理解をすることはなおさら困難である。このように、原審原告の前記ア②及び③の主張は、現行法に基づく本件旅券発給拒否処分について、旅券法制定時の部分的な説明や取扱いに基づく一面的な理解に固執し、その当時の制度の全体像や法改正後の事情を考慮していない点で誤りがある。

前記ア④(入国禁止措置を課した国以外の国の当該者を受け入れる利益を害することとなる点)については、1号該当者に対して旅券を発給するかどうかの審査は、飽くまでも、国際的な法秩序の維持、国際社会における犯罪の防止、国際社会における信頼関係の維持、ひいては我が国の国益の維持等といった観点からされるものであって、ある者を入国禁止とした国以外の国が当該者を受け入れる利益を害するか否かといった観点からされるものではないから、誤りである。

したがって、原審原告の前記ア①ないし④の主張は、いずれも理由がない。

(3) ある国から入国禁止とされた者に旅券を発給したとしても、各國には入国禁止の自由があるから、当該国と我が国との二国間の信頼関係を害することにならない旨の原審原告の主張が誤りであること

ア 原審原告は、①国際慣習法上、各國には「入国禁止の自由」があるから、ある国から入国禁止とされた者に旅券を発給したとしても、当該国が現に

入国を禁止すれば、日本国が当該国に便宜と支援を要請することにもならないため、当該人物に旅券を発給した日本国への信頼が害される事態も生じない、②そもそも、ある国が特定の個人の入国を禁止しているか否かという情報は秘匿性の高いものであり、上記個人の国籍国を含む外国に積極的に通知等されることは一般にあり得ないことに照らすと、国際慣習法上、他国から入国禁止とされた者に対しても旅券が発給されるのが通常であり、それによって当該国との二国間の信頼関係は害されない、③現に、トルコ外務省は、我が国に対し、原審原告に旅券が発給された場合には情報を通知するようお願いしたいなどと旅券が発給されることを前提とした依頼をしているため、原審原告に旅券が発給されたとしても我が国とトルコとの二国間の信頼関係が害されるとはいえないから、ある国から入国禁止とされた者に旅券を発給したとしても、当該国と我が国との二国間の信頼関係を害することにならないなどとし、旅券法13条1項「1号が定める事由は、入国禁止とした国との関係においても旅券発給を制限する根拠としては極めて薄弱であ」と主張する（原審原告控訴理由書1・25ないし27ページ）。

イ しかしながら、前記ア①（当該入国禁止措置を課した国の入国禁止措置自体によって、当該者は当該国に入国することができないので、我が国への信頼を害することもないとする点）については、前記(2)イのとおり、1号該当者は、ある国から入国を拒否された者であり、当該国の入国禁止を考慮することなく、我が国が漫然と旅券を発給して、当該者に対する保護・援助を要請すれば、それ自体によって国際的な法秩序の維持や国際社会における信頼関係の維持等を含む国益等を害するおそれがある。その上、国際関係が多様で、国家間の利害が複雑に絡み合う関係にある中、ある特定の国への行為、あるいは、ある特定の国との関係における行為であった

としても、それを把握するその他の諸外国にとっても、外交上、国益上、一定の意義を有するという今日の事情に鑑みれば、上記のように漫然と旅券を発給することにより、当該国だけでなく、それ以外の国との関係においても、信頼関係が害されるおそれがあることは明らかであって、原審原告のこの点の主張は理由がない。

前記ア②（入国禁止措置を課したことは当該者の国籍国にも通知されないことから、旅券が発給されることが通常であるとする点）については、本件は、後記第6の3のとおり、トルコから我が国に対し、実際に、原審原告に対して入国禁止措置を課していることの情報提供がされているのであって、原審原告のこの点の主張は、本件とは前提を全く異にする。本件のように他国が我が国に任意の情報提供をしたにもかかわらず、我が国が上記情報提供の趣旨に反するとみられる行為をしたときに、当該国との信頼関係を害するおそれが生じるのは当然である。

前記ア③（トルコは日本に対して旅券発給がされることを前提とした依頼をしているという点）については、トルコ外務省の我が国に対する口上書（乙26の1及び2）には、「当省は同人（引用者注・原審原告）がもう一度トルコへ入国することを防ぐために、職権により、旅券が発行された場合、可能であれば緊急に旅券に関する情報を通知する旨をお願い致します。」と記載されているものの、他国に対して旅券を発給しないように積極的に申入れをすることは内政干渉に当たり得る行為であるから、上記のように配慮した記載をトルコがしたからといって、これにより、トルコが原審原告に対して旅券が発給されることを前提としていたり許容していたと考えることはできない。むしろ、口上書に上記の記載がされること 자체が異例であって、トルコが原審原告について「公安を脅かす者」として行政監視措置とした上（乙11の3及び4）、「公秩序、公安又は公衆衛生

を脅かす者」として国外退去決定としたこと（乙11の1及び2）も併せ考えると、上記の記載は、トルコが、原審原告の再入国を警戒し、それを防止する必要があるとの懸念を有していたことの現れであるということができる。このような状況において、原審原告に旅券を発給すれば、トルコと我が国との信頼関係が害されるおそれがあることは明らかである。

したがって、トルコから入国禁止とされた原審原告に旅券を発給することは、トルコと我が国との二国間の信頼関係を害することになるのであって、原審原告の前記ア①ないし③の主張は、いずれも理由がない。

(4) 旅券法13条1項1号は日本独自の片面的規定であるから、ある国から入国禁止とされた者に旅券を発給したとしても、当該国と我が国との二国間の信頼関係を害することにならない旨の原審原告の主張に理由がないこと

ア 原審原告は、旅券法13条1項1号の目的に他国との信頼関係の維持が含まれているのであれば、相互主義に基づき、入国禁止措置を課した国においても同様の規定が存在するはずであるが、旅券法13条1項1号は相互主義に基づかない日本独自の片面的規定であるから、入国禁止措置を課された者に旅券を発給したとしても、当該入国禁止措置を課した国と我が国との二国間の信頼関係を害することにならない旨を主張する（原審原告控訴理由書1・27及び28ページ）。

イ 上記主張の趣旨は必ずしも明らかではないが、原審被告準備書面(2)第2の2(1)（11ページ）で述べたとおり、そもそも、旅券の発給について具体的にどのような手続や実体的な要件を定めるか、さらにそれを法令上どのように規定するかは、主権を有する各国の法体系に基づく立法政策上の問題であり、仮に、他国において同一の規定が存しないからといって、我が国の法律に定められている規定の正当性が失われることはないから、原審原告の上記主張は失当である。

また、旅券法13条1項1号の趣旨・目的は、国際的な法秩序や国際社会における信頼関係の維持等を図ることにあり、ある国から入国禁止とされた者に旅券を発給した場合に、当該国と我が国の二国間にとどまらない国際社会における信頼関係を害するおそれが生じることは前記1(2)のとおりである。

加えて、原審被告準備書面(2)第2の2(2)(12及び13ページ)で述べたとおり、G7各国においても、旅券法13条1項1号の類型に該当するような、その活動が他国の法秩序や安全、国益の観点から有害と認められた申請者に対して旅券の発給を拒否する場合も想定されており、同号の規定が、我が国独自の片面的な規定であるとの主張は、原審原告の独自の見解にすぎない。

原審原告は、上記の点につき、「トルコの旅券法を見ても、ある国から入国禁止措置を受けたこと自体を旅券発給拒否事由とする法制度にはなっていない(甲80)」と主張する(原審原告控訴理由書1・28ページ)。しかし、トルコの旅券発給等の制限に係る法令では、「滞在国から退去強制された者」については、「旅券又は渡航書が発給されない場合もある」とされており、我が国の旅券法13条1項1号と同様の事由について旅券

を発給しない仕組みを定めている¹。また、出国が一般治安上不適当であると内務省が特定した者らは、「旅券又は渡航書は発給されない」とも定められており、広く一般治安上不適当であるとされれば、旅券を発給しない仕組みもある。したがって、原審原告の主張するトルコの法制に対する見解は明らかに誤っている。

以上によれば、原審原告の主張は理由がない。

(5) 旅券法13条1項1号により、全世界への渡航を禁止する必要性及び合理性がないとする原審原告の主張に理由がないこと

ア 原審原告は、旅券法13条1項「1号の最大の問題は、形式的に「その国に入ることを認められない」ことに該当すれば、13条1項により旅券の発給を拒否し得る規定になっていることである」が、「その国」以外の

*1 原審原告は、トルコの旅券法22条について、「住んでいた国から追放された者はその追放の理由を考慮して、外国へ出国するための旅券は発行されない」(甲80の2・2枚目3及び4行目)との和訳を前提に、「トルコの旅券法を見ても、ある国から入国禁止措置を受けたこと自体を旅券発給拒否事由とする法制度になっていない」(原審原告控訴理由書1・28ページ)と主張する。しかし、上記和訳のうち、「住んでいた国から追放された者」と訳されている部分は、トルコ語の「bulunduklari ulkelerden」を民間会社が「who are deported from the country they live」と英訳し、これを和訳したものとみられるが、そもそもトルコ語の「bulunduklari ulkelerden」の訳は、「その者が居住していた（住んでいた）国」と限定して訳することはできず、「その者が滞在している国」と訳すべきであるから、上記英訳は誤っている。トルコ語の「bulunduklari ulkelerden」は、「滞在国から退去強制された者」と和訳するのが正確であり、トルコの旅券法22条は、「滞在国から退去強制された者」については、「旅券又は渡航書が発行されない場合がある」と定めているといえる（乙60）から、我が国の旅券法13条1項1号と同様の事由について旅券の発給をしない仕組みを定めているといえる。

国への海外渡航の制限を正当化する立法事実は存在せず」「一国の入国禁止により全世界への渡航を禁止することの必要性及び合理性など到底認められない」と主張する(原審原告控訴理由書1・23及び31ページ)。

イ しかしながら、前記(2)のとおり、旅券法の昭和45年改正により、数次往復用旅券の渡航先につき、包括記載(「北朝鮮等の地域を除く全ての外国の地域」)とする発給申請が可能とされたが、同改正における国会審議では、政府委員から、旅券法13条1項各号該当者から渡航先を包括記載とする数次往復用旅券の発給申請があった場合は同旅券を発給しないという考え方方が示され(原審被告準備書面(5)第1の1(2)イ(イ)・6及び7ページ)、また、参考人から、包括記載の数次往復用旅券の場合をも念頭に置いて、旅券法「十三条の一號、二號、三號あたりのほうになりますか、かなり明白でありますと、おそらくこれに該当すれば、もう機械的に当然に発給されないという感じがするのでございます」という発言がされていた(原審被告控訴理由書第3の3(2)イ・51及び52ページ)。上記の考え方や発言は、1号該当者から渡航先を包括記載とする数次往復用旅券の発給申請があった場合、外務大臣等が当該者に入国禁止措置を課した「その国」以外の国を含めた旅券発給拒否をし得ることは、その当時から当然にその必要性が認識され、想定されていたものである。

その後、平成元年改正により、数次往復用旅券の渡航先は「全ての国と地域」とされたが、昨今の人・物・情報の移動の広域化・国際化や、それに伴う犯罪の広域化・国際化、そしてテロ等の暴力破壊主義者団体等による暴力・殺傷行為のまん延とその防止の要請の高まり、特にテロ対策について国際社会のテロ組織の撲滅に向けて協調していく大きな流れ等に鑑みると、ある国において入国拒否事由に該当し現に入国を認められない者について、旅券発給制限事由該当者として海外渡航を制限することの要請は、

国際的な法秩序の維持及び国際的な犯罪の防止という観点からより一層重要性を帯びている（原審被告準備書面(5)第2の2(3)ウ・16及び17ページ、同準備書面(9)第3の1(4)オ(イ)・21ページ）。このことは、テロ対策に関する国連決議が繰り返し出されていることからも裏付けられている（乙19、53、原審被告控訴理由書第2の3(3)ウ(7)・30ないし32ページ）。このような情勢の下、旅券法13条1項1号の趣旨・目的に照らせば、一国から入国禁止措置を課された者について、諸般の事情を考慮した上、当該国を含めた全世界への渡航を禁止し得ることの必要性及び合理性が認められることは明らかである。

したがって、一国から入国禁止措置を課された場合に全世界への渡航禁止を基礎づける立法事実が存在しない旨の原審原告の上記主張は理由がない。

なお、原審原告は、外務大臣等が旅券法13条1項1号に基づいて一般旅券の発給をしないとの判断をした場合には、外務大臣等が、一般旅券を発行するときに渡航先等を限定した旅券を発行することができる旨を定めた同法5条2項が適用されることはない（「一般旅券を発行するとき」に該当しない）から、旅券法13条1項1号と同法5条2項とを峻別すべきである旨の主張をしている（原審原告控訴理由書1・22及び23ページ）。

しかし、1号該当者から一般旅券の発給申請があった場合、外務大臣等は、その裁量に基づいて一般旅券を発給するか否かを判断する中で、渡航先等に限定のない一般旅券を発行するか渡航先等に限定のある限定旅券を発行するか否かも含めて判断しているものである。

よって、外務大臣等が旅券発給拒否処分をした場合には同法5条1項及び2項を適用しないという判断もしているのであるから、同法13条1項

1号と5条2項とを峻別すべきとする原審原告のこの点の主張は理由がない。

(6) 小括

以上のとおり、旅券法13条1項1号により旅券の発給を制限することは、公共の福祉による合理的な制限であって、憲法22条、13条に反するものではない。また、自由権規約12条は公共の安全や国益の保護のという観点からの旅券発給拒否を許容しているところ、旅券法13条1項1号は、上記のとおり、かかる観点からも合理的なものということができるから、自由権規約12条に反するものでもない。

なお、原審原告は、旅券法13条1項7号が「著しく、かつ、直接に」「相当の理由がある」などと実体的に厳格な要件を定めている一方、同項1号の立法事実は極めて薄弱などとも指摘する。しかし、「渡航先に施行されている法規によりその国に入ることを認められない者」と要件が明確に定められている旅券法13条1項1号と異なって、同項7号は「前各号に掲げる者を除くほか、外務大臣において、著しく、かつ、直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」という規定であって、要件裁量が認められていることに照らせば、同号が「著しく、かつ、直接に」「相当の理由がある」といった要件を設けているのは、原審被告準備書面(6)第2の3(1)イ(9ページ)で主張したとおり、要件の明確化を確保するためのものと解される。他方、上記のとおり要件が明確な旅券法13条1項1号の立法事実が認められるべきことは、前記(2)において主張したとおりであって、原審原告のこの点の指摘は失当である。

よって、旅券法13条1項1号が違憲無効であるという原審原告の主張には、理由がない。

2 旅券法13条1項1号に基づき同号所定の「その国」以外の国の渡航を制限

することが憲法41条、13条に反するとする原審原告の主張に理由がないこと

(1) 立法府による民主的統制なく渡航先国を「その国」以外に拡張することは許されない旨の原審原告の主張に理由がないこと

ア 原審原告は、数次往復用旅券の発給を原則化した平成元年の旅券法改正において、旅券法13条1項1号に該当する場合の渡航禁止国の範囲について全く議論せず、立法上の手当てがされなかつたことは、立法府自らの立場として合理性を欠き、海外渡航の自由に対する「最大の尊重」(憲法13条)を欠いた「立法の過誤」といわざるを得ない旨を主張する(原審原告控訴理由書1・33ないし47ページ、特に47ページ)。

イ しかしながら、前記1(5)イのとおり、制度上、渡航先を特定せずに包括記載(北朝鮮等の地域を除く全ての外国の地域)とする数次往復用旅券の発給申請を可能とした昭和45年改正時の国会審議において、既に、政府委員や参考人は、1号該当者から数次往復用旅券の発給申請があった場合、当該者に入国禁止措置を課した「その国」以外の国を含めた旅券発給拒否をし得ることを前提とした考え方を示していた。そして、原審原告が指摘する平成元年改正は、運用上渡航先を包括記載とする数次往復用旅券の発給が9割程度を占めていたことを制度上にも反映するため、渡航先を包括記載とする数次往復用旅券の発給を原則としたものであり、昭和45年改正の延長上にある。そのため、平成元年改正時の国会審議において、1号該当者に対する渡航禁止国の範囲について明示的に議論されなかつたとしても、過誤などというべきものではなく、昭和45年改正時の国会審議における上記考え方が当然に是認されていたというべきである。

また、原審被告準備書面(9)第3の1(4)オ(19及び20ページ)で述べたとおり、旅券法改正の国会審議においては、あらかじめ改正法案が示

されており、法の適用関係は法案上明らかであるから、問題があれば、国会審議において必要十分な質疑応答がされるはずである。結局のところ、旅券法13条1項1号の適用関係について平成元年改正の際に議論がされなかったのは、同改正において旅券法13条1項1号が改正されたわけでもなく、また、渡航先を包括記載とする数次往復用旅券の発給を原則とすることを内容とする改正は昭和45年改正の延長上にすぎず、もとより、1号該当者は、一般に、他国において、同国の法秩序や安全、国益の観点から有害とされて入国を拒否されるなどした者であるから、かかる類型に該当する者に対して、我が国が一般旅券を発給し、外国当局に対して適法な援助を要請するという事態は、国際的な法秩序や治安、国際社会における信頼関係の維持、我が国の国益等に重大な影響を及ぼしかねない事柄であるところ、このことは、同項の他の号に該当する者の場合と本質的な相違がないことによると考えられる。

平成元年改正は、制度上も、渡航先を包括記載とする数次往復用旅券の発給を原則として申請者の権利性を明確化してその範囲を拡大したほか、一往復用旅券の原則廃止に伴い、1号該当者等に人道的理由から旅券を発給することが可能となるよう、限定旅券の制度を新設するという立法上の手当てをしたものであって、何ら立法の過誤があるといわれる筋合いのものではない。

したがって、原審原告の上記主張は理由がない。

なお、原審原告は、最高裁判所平成25年1月11日第二小法廷判決（民集67巻1号1ページ）を引用して、るる主張しているが（原審原告控訴理由書1・34ないし36及び48ページ）、上記最高裁判決は行政府による委任命令が授權法の委任の範囲であるかが争われた事案において「厚生労働大臣が制定した（中略）新施行規則の規定が、これを定める根拠と

なる新薬事法の趣旨に適合するもの（行政手続法38条1項）であり、その委任の範囲を逸脱したものではないというためには、立法過程における議論をもしんしゃくした上で、（中略）新薬事法中の諸規定を見て、そこから、（中略）省令の制定を委任する授権の趣旨が、上記規制の範囲や程度等に応じて明確に読み取れることを要する」としたものであって、立法府による旅券法という法律自体を争点とする本件とは争点を異にするものであって、原審原告の主張は理由がない。

(2) 旅券法13条1項1号が、海外渡航の自由を過度に広範に制限する結果を招くものであり、違憲であるとする原審原告の主張に理由はないこと

ア 原審原告は、旅券法13条1項1号について、原判決のように当該国の利害に影響を与える国への渡航も含めた制限が合理的であると解すると、海外渡航の自由を過度に広範に制限する結果を招くものであり、国民がその規定の適用を恐れて本来自由に行い得る表現行為まで差し控えるという効果、取り分けジャーナリストに対する萎縮効果は大きく、また、広範、不明確であって、旅券法13条1項1号は憲法に違反すると主張する（原審原告控訴理由書1・54ないし57ページ）。

イ しかしながら、旅券法13条1項1号は、旅券の発給制限事由として「渡航先に施行されている法規によりその国に入ることを認められない者」と定めており、この文言自体、具体的かつ明確なものであるから、原審原告の主張する萎縮効果を招くものではない。

また、前記1(2)のとおり、旅券法13条1項1号の趣旨・目的が国際的な法秩序の維持、国際社会における犯罪の防止、ある者を入国禁止とした国と我が国との二国間の信頼関係の維持にとどまらない国際社会における信頼関係の維持、ひいては我が国の国益の維持等にあることに照らせば、入国禁止とした国以外への渡航制限をすることが広範な制限であるという

ことはできない。

このことは、最高裁昭和60年判決における伊藤裁判官の補足意見でも「海外渡航の自由は、精神的自由の側面を持つものとはいえ、精神的自由そのものではないから、国際関係における日本国の利益を守るためになどの理由によつて、合理的範囲で制限を受けることもやむえない場合があ」ると述べられているところであって、海外渡航の自由について精神的自由の側面をも考慮しても、同様である。

したがつて、原審原告の上記主張は理由がない。

(3) 小括

以上のとおり、原審原告が種々主張するところには理由がなく、旅券法13条1項1号が違憲となる余地はない。

第5 本件旅券発給拒否処分が行政手続法に反するとの原審原告の主張に理由がないこと

1 旅券法13条1項1号に基づく旅券発給拒否に係る審査基準を設定していないことが違法である旨の原審原告の主張に理由がないこと

(1) 原審原告は、行政手続法5条1項が「行政庁は審査基準を定めるものとする。」と規定しているにもかかわらず、旅券法13条1項1号に基づく旅券発給拒否に係る審査基準について、合理的理由もなく定めていない違法がある旨を主張する（原審原告控訴理由書1・64ないし69ページ）。

(2) しかしながら、原審被告準備書面(7)第1の2（6ないし11ページ）、同準備書面(9)第3の4（41及び42ページ）で述べたとおり、法令において、当該許認可等の性質に応じて、できる限り具体的かつ明確に定められている場合や、当該許認可等の性質上、常に個々の申請について個別具体的事情に逐一踏み込んで判断せざるを得ない場合には、法令の定め以上に具体的

基準を定立するのは困難といわざるを得ないことから、審査基準を設定しないことにつき合理的理由ないし正当な根拠を是認すべき事情が存在する場合には、行政庁は審査基準を設定しないことも許容されると解される（仙台高裁平成20年5月28日判決・判例タイムズ1283号74ページ、大阪高裁平成20年5月30日判決・判例時報2011号8ページ、東京高裁平成21年5月28日判決・判例秘書登載等）。

旅券法13条1項1号が定める旅券発給拒否の要件は「渡航先に施行されている法規によりその国に入ることを認められない者」であるところ、当該要件は具体的かつ明確であり、その該当性の判断において裁量が働く余地はない。また、同号の法律効果は、外務大臣等が一般旅券の発給を「しないことができる」ことのみであり、かつ、同号該当者に対する旅券発給の可否の判断は、申請者の身上や属性に関する事情、同号に該当する事情の具体的な内容や同号に該当するに至った経緯、渡航を予定している具体的な渡航先国及び当該渡航先を取り巻く情勢等、種々の個別具体的な事情に応じて異なるのであって、一律に基準を定めることは極めて困難でありかつ相当でない。

このように、1号に基づく旅券発給拒否処分については、その性質上、法令の定める内容以上に具体的基準を定めることが困難であり、行政手続法5条1項による審査基準を定めることを要しない場合に当たるといえ、審査基準を設けていないことをもって違法であるとはいえない。

したがって、原審原告の上記主張は理由がない。

2 本件旅券発給拒否処分の理由提示に違法がある旨の原審原告の主張に理由がないこと

- (1) 原審原告は、本件旅券発給拒否処分の通知書（甲3）を見ても、その実質は旅券法13条1項1号の根拠条文を示すだけで、限定旅券を含む一般旅券を発給しなかった理由や前提事実が示されていないから、理由不提示の違法

がある旨を主張する（原審原告控訴理由書1・69ないし74ページ）。

(2) しかしながら、原審被告準備書面(7)第1の1（2ないし6ページ）、同準備書面(9)第3の3（39ないし41ページ）で述べたとおり、旅券法14条が「一般旅券発給拒否通知書に拒否の理由を付記すべきものとしているのは、一般旅券の発給を拒否すれば、憲法22条2項で国民に保障された基本的人権である外国旅行の自由を制限することになるため、拒否事由の有無についての外務大臣の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、拒否の理由を申請者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきであり、このような理由付記制度の趣旨にかんがみれば、一般旅券発給拒否通知書に付記すべき理由としては、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して一般旅券の発給が拒否されたかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければなら」ない（最高裁昭和60年判決）とされているところである。

(3)これを本件についてみると、本件旅券発給拒否処分の通知書（甲3）には、同処分の理由として、原審原告が、「平成30年（2018年）10月24日、トルコ共和国から同国の法規に基づく入国禁止措置（5年間）を受けたことにより、同国への入国が認められない者である」との具体的な事実が摘示された上で、「よって、貴殿は、一般旅券の発給等の制限の対象となる旅券法第13条第1項第1号に該当する。」と適用法条が記載されているのであるから、原審原告が上記の年月日にトルコから同国の法規に基づく5年間の入国禁止措置を受けたという事実関係に基づき、旅券法13条1項1号を適用して本件旅券発給拒否処分をした旨の処分理由は上記通知書の記載自体から容易に知り得る。

その上、これまで述べたとおり、1号該当者が一般旅券の発給を申請した場合に発給拒否処分が違法となるのは、国際信義を重んじるという同号の趣

旨、すなわち、国際的な法秩序の維持、国際社会における犯罪の防止、国際社会における信頼関係の維持、国益の維持等といった同号の目的に一定程度譲歩を求めてなお、当該申請者に一般旅券の発給を認めなければならない特段の事情がある場合に限られると解すべきであり、そうすると、あえて限定旅券を含む一般旅券を発給しない理由は、それを認めなければならないような特段の事情がないということに尽きる。

また、本件旅券発給拒否処分の理由として、原審原告がトルコから同国の法規に基づき入国禁止措置を受けたという事実関係により、同号を適用して一般旅券の発給が拒否されたという処分理由が提示されていれば、外務大臣の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するという旅券法14条の趣旨に沿うとともに、原審原告の側で不服申立手続において外務大臣の判断が裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たると認めるべき事情（同号のために一定程度譲歩を求めてなお当該申請者に海外渡航を認めなければならない特段の事情）を主張することが可能となって、不服申立ての便宜にも欠けるところはない。

したがって、上記の理由提示の程度を超えた記載をすることは要しないといるべきであって、原審原告の上記主張は理由がない。このことは、累次の下級審裁判例（東京地裁平成26年（行ウ）第129号同27年2月5日判決（乙17の1）、東京地裁平成28年（行ウ）第293号同29年1月3日判決（乙17の2））においても同様に解されているところである。

3 小括

以上のとおり、本件旅券発給拒否処分には、行政手続法上の違法はない。

第6 本件旅券発給拒否処分が、違憲・違法であるとの原審原告の主張に理由がないこと

1 旅券法13条1項1号の「渡航先」とは、旅券記載の渡航先ではなく、一般旅券発給申請書記載の渡航先と限定的に解さなければ違憲である旨の原審原告の主張に理由がないこと

- (1) 原審原告は、旅券法13条1項1号の「渡航先」を旅券記載の渡航先と解すると、申請者が全く渡航を意図していない国から入国禁止となっている場合にも自動的・形式的に同号該当性が認められてしまい、その適用を合理的な範囲にとどめることができなくなってしまうから、同号の「渡航先」を旅券記載の渡航先と解する余地はなく、同号の「渡航先」は一般旅券発給申請書記載の渡航先であると限定的に解さなければ海外渡航の自由を過剰に制約するものとして憲法22条に反する上、旅券法の平成元年改正は、一般旅券の発給を原則として発給拒否を例外とする趣旨であるから、上記改正前よりも海外渡航の自由を制約する範囲を広げる方向で同号の「渡航先」を解釈することは上記改正の趣旨に反し許されない旨を主張する（原審原告控訴理由書2・8ないし21ページ）。
- (2) しかしながら、旅券法5条1項が、外務大臣等は、同法3条の規定による発給の申請に基づき、外務大臣が指定する地域以外の全ての地域を渡航先として記載した一般旅券を発行すると定め、国民は、渡航先を全ての国と地域とする一般旅券が発給されることを前提として発給申請をし、旅券法13条1項各号の発給制限事由に該当しない限り、渡航先を全ての国と地域とする一般旅券が発給され、その結果、旅券記載の全ての国と地域に渡航することが可能となるのであるから、一般旅券の発給制限事由を定める同項1号の「渡航先」が旅券記載の渡航先を意味することは明らかである（原審被告控訴理由書第3の2(1)イ(ア)・40ページ）。このように解しても、同号に基づく旅券の発給制限が、公共の福祉のための合理的な制限であり、合憲であることは前記第4で述べたとおりである。

(3) また、前記第4の2(1)イのとおり、国民は、旅券法の平成元年改正前から「北朝鮮等の地域を除く全ての外国の地域」を渡航先とする一般旅券の発給を受け、包括記載の数次往復用旅券の発給申請がその当時9割程度を占めていたところ、平成元年改正によって、制度上も、渡航先を包括記載（「全ての国と地域」）とする数次往復用旅券の発給を原則として申請者の権利性を明確化してその範囲を拡大したものである。旅券法13条1項1号の「渡航先」を旅券記載の渡航先と解すべきことは、平成元年改正の前後によって変わることはないし、上記のとおり申請者の権利性を明確化し、その範囲が拡大された中で、国際的な法秩序の維持や国際社会における信頼関係の維持等という旅券法13条1項1号の趣旨・目的を全うするためには、同号の「渡航先」を旅券記載の渡航先と解することは平成元年改正が当然に予定しているところである。

(4) むしろ、原審被告準備書面(5)第2の2(2)（11ないし13ページ）で述べたとおり、旅券法13条1項1号の「渡航先」を一般旅券発給申請書記載の渡航先とする解釈を採用することはできない。

なぜならば、原審原告が主張するように旅券法13条1項1号の「渡航先」を一般旅券発給申請書記載の渡航先と解釈すると、一般旅券の発給申請者が、入国禁止措置を受けている国を申請書の「渡航先」に記載しないときは、旅券法13条1項1号の要件に該当せず、一般旅券の発給拒否処分をし得る余地も旅券法5条2項を適用する余地もなくなり、外務大臣は、旅券法3条1項に基づいて、（当該入国禁止措置を課した国を含む）全ての地域を渡航先とした一般旅券を発給するほかないこととなり、このような事態は、旅券記載の渡航先が包括記載とされた昭和45年改正以降はもとより、限定旅券の制度が創設された平成元年改正後においては、同号の存在意義を失わせるものとなるためである。

そもそも、一般旅券の発給申請者が一般旅券発給申請書の「渡航先」欄を記載するに当たって、全ての渡航先を記載することは限らないから、どのような記載がされたかという偶然の事情によって同号該当性が左右されることは不合理である。現に、本件において、原審原告は、一般旅券発給申請書の「渡航先」欄にトルコの記載がなかったにもかかわらず、渡航事情説明書の「渡航先」欄にはトルコと記載しているのであって、原審原告の主張に沿った場合、原審原告がトルコから入国拒否処分を受けていることを考慮さえできず、一般旅券を発給せざるを得なくなるが、このような旅券の発給が、旅券法13条1項1号の趣旨に反するものであることは明らかであり、原審原告の主張の問題点を如実に現しているものといえる。¹²

(5) 以上のとおり、旅券法13条1項1号の「渡航先」は旅券記載の渡航先と解するべきであり、このように解しても同号が憲法22条や平成元年旅券法改正の趣旨に反するものとはいえないから、原審原告の上記主張は理由がない。

2 トルコによる入国禁止措置は存在しなかった旨の原審原告の主張に理由がないこと

(1) 原審原告は、原判決が、トルコから原審原告に対する入国禁止措置が課されたことを認めたことに対し、①トルコによる入国禁止処分に関する処分証書の有無すら明らかでなく原審原告への通知もなされていないところ、②トルコは原審原告に入国禁止措置を課していなかったにもかかわらず、トルコ外務省と日本国外務省が原審原告から一般旅券の発給申請がされることを見

*2 原審原告控訴理由書2・12ページで引用されている一般旅券発給申請書（甲87の2）は、平成2年から3年まで使用された様式であり、平成26年からは甲2の様式に変更されている。

越して事前に連絡を取り合い、その後、事後的に口上書を整えようとした合理的な疑いが払しょくできないから、上記口上書の信用性を認めることはできない旨主張する（原審原告控訴理由書2・23ないし26ページ）。

(2) しかしながら、前記(1)①については、原審被告準備書面(6)第4の1（15ページ）で述べたとおり、旅券法13条1項1号が「渡航先に施行されている法規によりその国に入ることを認められない者」と定めていることからも明らかなように、同号該当性が認められるためには、客観的に入国禁止措置が課されていれば足り、1号該当者が入国禁止措置を受けたことを了知している必要はないから、原審原告に対する通知がないことは旅券法13条1項1号該当性を左右しない（原判決33ページ17行目ないし34ページ15行目も同旨）。

また、前記(1)②については、そもそも原審原告の憶測の域を出ないものである。トルコが作成した日本に対する正式な外交文書である口上書（乙26の1及び2）が存在する以上、トルコが原審原告に対して入国禁止措置を課したことは明らかであり、この事実に合理的な疑いを差し挟む余地はない（原判決32ページ13行目ないし33ページ16行目も同旨）。

したがって、トルコが原審原告に対して入国禁止措置を課した事実を認めた原判決は正当であり、原審原告の上記主張は理由がない。

3 トルコによる入国禁止措置の根拠条文があいまいであり「法規により」入国禁止措置が課されたとはいえない旨の原審原告の主張に理由がないこと

原審原告は、原審原告がトルコの法規によりトルコに入ることを認められない者に該当すると原判決が認定したことについて、原判決も、トルコによる入

国禁止措置の根拠条文について、トルコ外国人法 9 条^{*3}1 項であるか同条 2 項であるか結局特定できなかったのであるから、原審原告が渡航先に施行されている「法規により」その国に入ることを認められない者であることが立証されたとは到底いえない旨を主張する（控訴理由書 2・30 及び 31 ページ）。

しかしながら、トルコ内務省は在トルコ日本大使館に対し、正式な外交ルートを通じて、原審原告について、同条 1 項及び 3 項に基づき入国禁止措置を執った旨の情報提供をしたことが認められ（乙 23）、これについて合理的疑いを差し挟む余地はない以上、原審原告は、トルコ外国人法 9 条 1 項に基づいて入国禁止措置を課されたと優に認められるのであって、原審原告の上記主張は理由がない。

原審原告は、トルコ外国人法 9 条 1 項は裁量規定であるのに対し、同条 2 項は強制送還された場合の義務規定であるところ、原審被告の主張によれば原審原告はトルコから強制送還されたのであるから、同条 2 項が適用されるはずである旨を主張している。

しかしながら、この主張は原審原告による単なる推測にすぎない上、原審被告準備書面(4)第 1 の 2 及び 3（4 ないし 6 ページ）で述べたとおり、原審原告に対する国外退去決定の理由が「公共秩序、治安あるいは公衆衛生を脅かす

*3 トルコ外国人法 9 条（乙 13 の 2）

- (1) 入管局長は、必要に応じて、また、関係政府機関との協議の上、トルコに入国した外国人に対して、公共秩序、治安あるいは公衆衛生上の理由で入国禁止措置を課すことができる。
- (2) 入管局長あるいは知事は、トルコから強制送還された外国人に対して入国禁止措置を課さなければならぬ。
- (3) トルコへの入国禁止措置は 5 年を超えてはならない。しかしながら、深刻な公共秩序あるいは治安上の脅威となる場合は、入管局長によって最大 10 年の期間、延長されうる。
- (4) ないし (7) 略

者」であるような場合（乙11の1及び2）は、同条1項と2項の要件は実質的に同一となる上、入国禁止措置の決定権限は基本的には入管局長が有するとされていることなどに照らすと、トルコ当局が同条1項を適用したとしている以上、重ねて同条2項を適用する必要性は認められない。

したがって、原審原告の上記主張は理由がない。

上記のとおり、原審原告がトルコ外国人法9条1項、3項に基づいて入国禁止措置を課されたことは優に認められるべきであるが、もとより、原審原告の上記の主張は、原審原告がトルコから同国の法令に基づいて入国禁止措置を課されたことを前提とした上で、その根拠条文がトルコ外国人法9条1項と同条2項のいずれであるかが不明瞭であることを指摘するものであって、原審原告の指摘を前提としても、原審原告がトルコから同国の法令に基づいて入国禁止措置を課されたことに変わりはない。

したがって、原審原告にトルコにより課された入国禁止措置が同条1項に基づくものか、2項に基づくものかについては疑問が残るとした原判決は誤りであるが、原審原告がトルコの法規によりトルコに入ることを認められない者、すなわち旅券法13条1項1号に該当すると認定した原判決は結論において正当である。

よって、原審原告の上記主張は理由がない。

4 本件旅券発給拒否処分は外務大臣の裁量権の範囲の逸脱・濫用があるから違法である旨の原審原告の主張に理由がないこと

(1) 原審原告が紛争地を取材するジャーナリストであることを強度の積極事情として考慮すべきである旨の原審原告の主張に理由がないこと

ア 原審原告は、仮に、原審原告に旅券法13条1項1号該当性が認められるとしても、原審原告が紛争地を取材するジャーナリストであって、本件旅券発給拒否処分は紛争地を取材するジャーナリストの取材の自由に対する

る侵害となることからすれば、原審原告に対して旅券が発給されるべきであったと主張する（原審原告控訴理由書2・32ないし35ページ）。

イ しかしながら、原審被告準備書面(9)第3の2(26ないし39ページ)で述べたとおり、原審原告は、紛争地帯を取材するとして「密入国」を行っていたのであって、当該国の出入国管理の法令に反する明白な違法行為である。原審原告は、密入国という違法行為を繰り返しては外国政府や武装勢力に拘束され、トルコは、原審原告について、同国の「公安を脅かす者」、「公秩序、公安又は公衆衛生を脅かす者」に該当すると認定し、2度にわたって入国禁止措置を課しているところである。このような原審原告の違法な渡航状況は、原審原告がジャーナリストであり、仮に取材目的であつたとしてもそのことによって正当化されるものではない。むしろ、原審原告が違法な密入国を正当化する言動を繰り返していることに照らすと、原審原告に出入国の管理に関する法令を遵守する意思が欠如していることは顕著である。

本件は、上記のとおり、出入国の管理に関する法令を遵守する意思が欠如している者に対して一般旅券を発給するかどうかの問題であって、ジャーナリストの取材の自由に対する侵害が問われる事案ではなく、旅券法13条1項1号の趣旨・目的が国際的な法秩序の維持、国際社会における犯罪の防止、国際社会における信頼関係の維持、ひいては我が国の国益の維持等にあることに照らせば、原審原告に対して旅券が発給されるべきであるとする原審原告の上記主張に理由がないことは明らかである。

ウ また、原審原告は、本件旅券発給申請に当たり、渡航目的を取材とはしていない。すなわち、原審原告が、平成31年1月7日に本件旅券発給申請をするに当たって提出した申請書(甲2)を見ても、「渡航目的」欄は不動文字で「(具体的に)」と記載されているにもかかわらず空欄であり、

「今回の渡航先」欄中の「国名」欄にはイタリア、フランス、スペイン、ドイツ、インド、カナダと記載するのみであった。また、原審原告は、一般旅券発給申請書の刑罰等関係欄に該当することから、詳細について申告するための渡航事情説明書（甲1）にも、渡航目的を「観光」と、渡航の必要性を「家族旅行」と記載するのみで具体的な記載をしなかったものである。そのために原審原告は具体的な記載をするよう改めて求められたが、なおも同年4月4日に再提出した渡航事情説明書（乙4）に、渡航目的は観光以外に「無し」、具体的な渡航計画につき「博物館など観光」、「家族旅行」と記載するのみであり、また、原審原告が記載した日程には一般旅券発給申請書及び同年1月7日付け渡航事情説明書に記載のイタリア、ドイツ及びカナダへの出入国予定の記載はない上、具体的な訪問地及び行動予定を記載していなかった。

このように、原審被告準備書面(7)第2の1(2)(12ページ)で述べたとおり、原審原告自身において、本件旅券発給申請に当たり、外務大臣が渡航の必要性について判断するための重要な資料となる渡航事情説明書を複数回提出する機会があったにもかかわらず、渡航目的等について取材ではなく「観光」、「家族旅行」と申告している以上、外務大臣としては、本件旅券発給申請に係る審査において、渡航の緊急性、必然性が必ずしも高いとはいえない観光目的であることを前提とせざるを得ないのであって、原審原告の将来の取材に与える影響等を前提として審査をしなければならないとする理由はない。

エ 以上のとおり、本件はそもそも紛争地を取材するジャーナリストの取材の自由に対する侵害が問われる事案ではなく、原審被告控訴理由書第2の3(27ないし34ページ)で述べたとおり、外務大臣は、本件旅券発給申請について、原審原告が作成した渡航事情説明書等を基に審査し、限定

旅券を含めて一般旅券を発給すべき事情がないことから、本件旅券発給拒否処分をしたという事案にすぎない。

したがって、原審原告の前記アの主張は理由がない。

(2) 原審原告が紛争地を取材する際に非正規の方法で入国したことを旅券を発給すべき事情として考慮すべきである旨の原審原告の主張に理由がないこと

ア 原審原告は、非正規の方法によって入国し、紛争地帯の取材をしたことについて、各国の出入国管理法規を軽視したのではなく、危険を犯しても戦禍に苛まれる市民に寄り添うことを優先させたのであるから、旅券を発給すべき事情と評価すべきである旨を主張する（原審原告控訴理由書2・35及び36ページ）。

イ しかしながら、原審原告が行ったのは「密入国」であって、当該国の出入国管理法規に違反する明白な違法行為であることに変わりはなく、それが仮に取材目的であったとしても、取材目的であることをもって違法な手段を探ったことが正当化されるものではないことは前記(1)で述べたとおりである。

原審被告準備書面(9)第3の2(1)（26ないし28ページ）で述べたとおり、原審原告は、平成24年7月頃、レバノンからシリアに密入国し、さらにシリアからトルコに密入国し、トルコにおいて2年間の入国禁止処分を受けて強制送還を受けた経験があるにもかかわらず、これを正当化する言動を繰り返し、上記入国禁止処分の期間中である平成26年4月にトルコに向かったが同国に入国拒否され、その後の平成27年5月23日、本邦を出国してトルコに入国し、さらに、同国からシリアに密入国したが、同年6月下旬頃、シリア国内において武装組織に拘束され、平成30年10月23日にシリア国内で解放され、トルコ当局に保護されたものである。

一般に、国家は、自国民の身に外国において危険が生じた場合には、当該外国と地理的に近接しているかどうかにかかわらず、国際的な協力を得つつ、その対応に全力を尽くすものであって、本邦も同様である。例えば、平成27年に発生したシリアにおける邦人拘束事案については、内閣総理大臣が「解放に向けて協力してくれた、世界の指導者、日本の友人たちに、心から感謝の意を表します」との声明を発表し（乙61）、令和5年4月に発生したスーダン共和国からの邦人等の避難の際には、外務省が「これまで、韓国、フランス、ドイツ、米国、英国、UAE、サウジアラビア、国連や赤十字委員会など多くの国や機関の協力を得てきており、心からの謝意を表明します。」との報道発表を行っている（乙62）。こうした事案と同様、原審被告控訴理由書第2の3(3)ウイ（32、33ページ）で述べたとおり、我が国は、原審原告の解放に当たっても、国際社会との信頼関係を維持しながら、原審原告が身柄拘束されていた3年以上にわたる長期間にわたって多数の国や国際機関の協力を得ていたところである。

こうした状況にもかかわらず、密入国を繰り返してきた原審原告の身柄が解放されて1年も経過していない時点において原審原告に対して限定旅券を含む一般旅券を発給した場合、原審原告の解放に向けて協力を得た諸外国からの我が国に対する信頼を損ね、ひいては国際社会における信頼を損ねることにつながることは明らかである。取り分け、密入国を正当化する発言を繰り返している原審原告が再度密入国を行い、テロ組織に拘束されるなどした場合、我が国の国際社会における信頼が損なわれることはより一層明らかである。

我が国は、法の支配等の普遍的価値や原則に基づき、国際秩序を維持し、発展させることなどを目指しているところ、国際的な法秩序の維持等を目的とする旅券法13条1項1号の趣旨・目的を踏まえれば、原審原告が密

入国を繰り返している事実（しかも、原審原告はそれをSNS等によって公言している。）を軽視して、原審原告のことを危険を犯しても戦禍に苛まれる市民に寄り添うことを優先させた者として、旅券を発給すべきと評価することはできない。

ウ なお、原審原告は、密入国をしたのは、各国ではなく、シリアのみであり、また、2012年（平成24年）のシリア取材のための出入国と2015年（平成27年）のシリアへの入国のみである旨を主張する（原審原告控訴理由書2・36ページ）。

しかしながら、原審原告は、2012年（平成24年）のシリア取材後にシリアから密出国したときに併せてトルコに密入国したものであり（原審被告準備書面(1)第3の2(1)ウ13ページ、乙4・8ページ、乙5・2枚目）、密入国した国に関する原審原告の上記主張は虚偽である。

また、原審原告は、原審において、多数の著作物等を証拠提出しているが、原審において証拠提出していない著作物には、原審原告が、2003年（平成15年）3月、イラクに入国する前に、対価を支払って偽造ビザを取得してイラクに密入国した状況が記載されている（乙63・161、162及び166ページ等）。そのため、少なくとも、そのときにも密入国したことは原審原告自身の著作物において自認しているのであるから、密入国した機会・回数に関する原審原告の上記主張も虚偽である。

エ 以上によれば、原審原告の上記主張に理由はない。

(3) 原審原告がトルコに渡航する意図がなかったことを旅券を発給すべき事情として考慮すべきである旨の原審原告の主張に理由がないこと

ア 原審原告は、各国には入国禁止の自由があるから、ある者を入国禁止とした国を含めた一般旅券を発給したとしても当該国の信頼関係を害することはいい難いなどとした上で、トルコから入国禁止措置を受けていることを

知った後、トルコに渡航する意図が原審原告に全くなかったことを旅券を発給すべき事情として考慮すべきである旨を主張する（原審原告控訴理由書2・37及び38ページ）。

イ しかしながら、ある国から当該国に法規により入国を拒否された者につき、当該国の入国禁止を考慮することなく、我が国が漫然と旅券を発給して、当該者の援助・保護を要請すれば、それ自体によって国際的な法秩序の維持や国際社会における信頼関係の維持等を害するおそれがあることは前記第4の1(3)イのとおりであるから、当該国の信頼を害することがないとする原審原告の上記主張は理由がない。

また、原審原告が過去にもトルコに密入国した事実があることや原審原告の関心が中東地域にあること、原審原告はシリア内戦の取材実績を述べて本件訴訟においてもジャーナリストとしての取材を理由に違法行為を正当化する等主張をしていること、トルコがシリアやイラクと国境を接していること等に照らすと、原審原告が今後トルコに渡航する意図がなかったなどとはいい難い。

したがって、原審原告の上記主張は理由がない。

(4) トルコの公共秩序や治安に反する行為はなかったからそれを消極事情として考慮すべきでない旨の原審原告の主張に理由がないこと

ア 原審原告は、原審原告がトルコ政府の情報機関から救出された事実はトルコの公共秩序や治安に反するものでないから、同事実をトルコの公共秩序や治安に反するものとして消極事情として考慮すべきでない旨を主張する（原審原告控訴理由書2・38ないし41ページ）。

イ しかしながら、原審被告準備書面(9)第3の2(1)ア(イ)（27及び28ページ）で述べたとおり、原審原告は、平成24年8月にシリアからトルコに密入国したことにより、トルコから罰金に処せられるとともに（乙4

・ 8 ページ)、2 年間の入国禁止措置を課されていたにもかかわらず、平成 26 年 4 月にトルコに入国を試みたが入国を拒否されていたのであって、これらの事実のみをもってしても、トルコにおいて、原審原告のことを行「トルコの公共秩序や治安に反する」者であると認定するに十分である。

加えて、トルコは、我が国等による外交上の働きかけなどを受けて、自国民ではない原審原告を救出するため、人道的見地から、綿密な計画の下、自國の情報機関を他国における救出活動などに従事させたと考えられるところ、トルコにおいて、そのような救出活動自体が他国との外交問題を引き起こしかねないなどとして、原審原告を「トルコの公共秩序や治安に反する」者であると評価することに何ら不合理はなく、むしろ、十分に首肯できる。実際、トルコは、原審原告に対する国外退去決定や行政監視決定において、原審原告を「公秩序、公安又は公衆衛生を脅かす者」、「公安を脅かす者」と認定している(乙 11 の 1 ないし 4)。

したがって、原審原告の上記主張は理由がない。

ウ なお、原審原告は、トルコの「公秩序や治安」に関する考え方は、国際法に合致せず国際社会からも批判されているから、仮にトルコが「公秩序や治安」を理由として原審原告に対して入国禁止措置を課したとしても、それを消極事情として考慮することはできない旨を主張する(原審原告控訴理由書 2・40 及び 41 ページ)。

しかしながら、前記イのとおり、原審原告は、トルコに密入国をし、当該密入国を理由として罰金に処せられるとともに、入国禁止措置を課されたにもかかわらず、入国禁止期間中に再度入国を試みて入国を拒否された者であって、このような原審原告を公共秩序や治安に反する者であると認定することに何ら不自然はない。

原審原告の上記主張は、自らの主張に沿って原審原告の理解をいうにす

ぎないものであって、上記の本件の具体的な事情を離れた論評にすぎず、その当否を論ずるまでもなく理由がない。

よって、トルコの入国禁止措置を本件旅券発給拒否処分の処分理由として考慮することに何ら違法はない。

(5) 小括

以上のとおり、原審原告の上記主張はいずれも理由がない。

5 少なくとも限定旅券を発給すべきである旨の原審原告の主張に理由がないこと

(1) 原審原告は、旅券法13条1項1号の目的が、ある者を入国禁止とした国と我が国との二国間の信頼関係の維持にあるならば、当該国のみを渡航禁止とすることをもって上記目的を達成することができるなどとして、少なくともトルコを渡航先から除いた一般旅券が発給されるべきである旨を主張する（原審原告控訴理由書2・44ないし46ページ）。

(2) しかしながら、前記第4の1(2)イのとおり、旅券法13条1項1号の趣旨・目的は、国際的な法秩序の維持、国際社会における犯罪の防止、ある者を入国禁止した国と我が国との二国間の信頼維持にとどまらない国際社会における信頼関係の維持、ひいては我が国の国益の維持等にあり、二国間の信頼関係にとどまるものではないから、原審原告の上記主張は前提を欠く。

また、原審被告控訴理由書第2の3及び4（27ないし35ページ）で述べたとおり、本件は、渡航事情説明書の記載からしても、国際的な法秩序の維持、国際社会における犯罪の防止、国際社会における信頼関係の維持、ひいては国益の維持という同号の目的を犠牲にしてもなお、原審原告に海外渡航を認めなければならない特段の事情があるとはいはず、本件旅券発給拒否処分に係る外務大臣の判断は、その裁量権を逸脱し、又はこれを濫用したとは認められない。これに加え、原審原告がトルコから入国禁止措置を受けた

経緯、期間及びその理由、原審原告が本件旅券発給申請を含む過去三度の旅券発給申請のたびに、内容虚偽の申請に及ぶなどしていたこと、原審原告が過去に密入国を繰り返し、そのことを正当化する言動に及んでいたことなどを考慮すれば、原審原告の身柄が解放されて1年も経過していない状況において原審原告に対して限定旅券を含む一般旅券を発給した場合、原審原告の解放に向けて協力を得た諸外国の信頼を損ね、ひいては我が国の国際社会における信頼を損ねることにつながることとなり、上記協力は、一般的に地理的な周辺国に限られないことからすれば、原審原告に限定旅券を発給しなかった外務大臣の判断についても、その裁量権を逸脱し、又はこれを濫用したとは到底認められない。

(3) したがって、原審原告の前記(1)の主張はいずれも理由がない。

第7 原判決は国家賠償請求権の消滅時効の起算点に関する判断を誤っている旨の原審原告の主張に理由がないこと

1 原判決は、原審原告が令和元年7月12日に本件旅券発給拒否処分に係る通知書（甲3）を受け取っていることを前提として、「消滅時効の起算点となる「損害及び加害者を知った時」とは、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況のもとに、その可能な程度にこれを知った時を意味するところ（最高裁昭和45年(才)第628号同48年11月16日第二小法廷判決・民集27巻10号1374頁参照）、原告は、上記通知書を受け取ることで、本件旅券発給拒否処分の内容を認識することができ、それにより国賠法1条1項に基づく損害賠償請求が可能な程度に加害者及び損害を知ったというべきである。また、原告が上記通知書を受け取った当時に当然その発生を予見することが可能であったものを除く損害が、その後に原告に発生していると認めるに足りる証拠はない。そして、原告の国賠法1条1項に基づく損害賠償請求権については、

同損害賠償請求訴訟を併合提起した令和4年12月1日より前である同年7月12日の経過により消滅時効が完成したというべきところ、被告は、令和5年3月2日の本件口頭弁論期日において、この損害賠償債務の消滅時効を援用したものである（当裁判所に顯著な事実）。したがって、本件旅券発給拒否処分が国賠法上違法であることを理由とする原告の被告に対する損害賠償請求権は、仮にそれが発生していたとしても、時効により消滅していることが明らかである。」と判示した（原判決54ページ19行目ないし55ページ11行目）。

2 これに対し、原審原告は、上記通知書に示された処分理由は、旅券法13条1項1号の「渡航先」を「トルコ共和国」に置き換えただけであり、限定旅券を含む一般旅券自体を発給しなかった理由はもちろん、トルコ以外の国への渡航を制限する理由や国家賠償請求を基礎づける前提事実が全く示されておらず、国が「加害者」であることの手掛かりは何もない上、本件旅券発給拒否処分は、公定力を有し、原審原告は、これが違法であると知ることはできなかつたから、「加害行為が不法行為であることもあわせ知ることを要する」と判示した最高裁判所昭和43年6月27日第一小法廷判決（集民91号461ページ。以下「最高裁昭和43年判決」という。）、「無罪判決が確定した時をもつて、民法724条にいう「加害者ヲ知リタル時」にあたるとした原審の判断は、正当として是認することができる」と判示した最高裁判所昭和58年11月11日第二小法廷判決（集民140号453ページ。以下「最高裁昭和58年判決」という。）に照らし、上記通知書を受け取ることで国賠法1条1項に基づく損害賠償請求が可能な程度に加害者及び損害を知った旨を判示した原判決は誤りであつて本件損害賠償請求が認容されるべきである旨を主張する（原審原告控訴理由書2・49ないし51ページ）。

3 しかしながら、原審被告準備書面(9)第4の2(2)（44ページ）で述べたとおり、そもそも本件旅券発給拒否処分は適法であり、外務大臣に職務上の法的

義務違反がないことは明らかであるから、本件旅券発給拒否処分が国賠法1条1項の適用上違法となる余地はない。

したがって、本件損害賠償請求を棄却した原判決は結論において正当であり、本件損害賠償請求が認容されるべきであるとする原審原告の上記2の主張は、その内容を検討するまでもなく理由がない。

4 もっとも、原審原告の消滅時効の起算点に係る上記2の主張に理由がないことも、明らかである。

(1) 原審原告は、令和元年7月12日、「貴殿は、平成30年（2018年）10月24日、トルコ共和国から同国の法規に基づく入国禁止措置（5年間）を受けたことにより、同国への入国が認められない者である。よって、貴殿は、一般旅券の発給等の制限の対象となる旅券法第13条第1項第1号に該当する。」と記載された外務大臣が発出した通知書（甲3）を受け取ったのであるから、仮に本件旅券発給拒否処分が違法とするならば、同通知書を受領した時点で、消滅時効の起算点となるべき認識を有するに至ったことは明らかである。

(2) 最高裁昭和43年判決は、「民法724条にいう「損害及ヒ加害者ヲ知リタル時」とは、単に損害を知るに止まらず、加害行為が不法行為であることもあわせ知ることを要する」とした上で、「その不法行為であることは、被害者が加害行為の行われた状況を認識することによつて容易に知ることができる場合もありうる」と判示している。

これを本件についてみると、原審原告が本件損害賠償請求において加害行為としているのが本件旅券発給拒否処分であることからすれば、原審原告が本件について認識すべき状況は上記通知書による通知に尽きるのであって、さらに言えば、本件旅券発給拒否処分について、処分の取消しを求める訴訟を提起していることからしても、そうした認識が欠けていると評価すべき理

由はない。なお、原審原告の主張するところによれば、原審原告はトルコから入国禁止措置を受けていないという強固な認識を有していたというのであるが、かかる原審原告の主張は相互に矛盾したものというほかない。

いずれにしても、本件において、仮に本件損害賠償請求に係る請求権が発生していたとしても、同請求権が消滅時効によって消滅していることは明らかである。

(3) また、最高裁昭和58年判決は、交通事故の被害者が、事故当時から被疑者として取調べを受け、第1審において有罪判決を受けたものの、控訴審において無罪判決を受けて同判決が確定したことから、その後、上記事故の加害者を被告として損害賠償を求める訴えを提起したという事案において、「このような事実関係のもとにおいては」とした上で、上記被害者に対する「無罪判決が確定した時をもって、民法724条にいう「加害者ヲ知リタル時」にあたるとした原審の判断は、正当として是認することができる」とした事例判断である。当該事案は、上記被害者が被疑者、被告人という立場に置かれ続け、また、そのような立場に置かれ続けたのは、上記加害者の故意による虚偽供述によるものという事情を有する事案において、原審の判断を是認したものにすぎない。

これに対し、本件では、原審原告が上記通知書を受け取った令和元年7月12日時点から、原審原告が本件損害賠償請求を求める訴えを提起することは、法律上はもとより「事実上可能な状況」でもあった。原審原告は、現に令和2年1月9日時点で本件旅券発給拒否処分の取消し等を求める行政訴訟（本件取消請求及び本件各義務付けの訴え）を提起しており、原審の係属中であった令和4年7月12日の経過前に、本件損害賠償請求に係る訴えを提起することが法律上も事実上も可能な状況であったことは明らかである（なお、行政訴訟の提起によって、国家賠償請求権の消滅時効が中断されないこ

とは、原審被告準備書面(8)第1の4(2)・5ページ参照)。

(4) さらに、「損害及び加害者を知りたる時」とは「その行為の効力が別訴で争われている場合でも、別訴の裁判所の判断を常に待たなければならないものではない」(最高裁昭和43年判決)ところ、原審原告は、上記のとおり、上記通知書を受領した時点で、仮に当該請求権があるとすれば、その消滅時効の起算点となる認識を有してしかるべき状況にあり、公定力の有無にかかわらず、上記の通知書を受領した時点が時効の起算点となる。公定力は行政行為の法効果に關係したものであって、法効果を攻撃しない限り、当該行政行為の適法・違法が取消訴訟以外の訴訟で問題となつても、公定力と抵触するものではなく、我が国においては、国家賠償請求に先んじてまず取消訴訟を提起して、違法であることの確認を求めることが要するなどの制度を設けず、直ちに国家賠償請求訴訟を提起することが許されている(塩野宏・行政法I〔第6版〕163ページ)ことからしても、公定力の有無によって消滅時効の起算点が変わるものではない。

そもそも、原審原告の主張を前提とすれば、国又は公共団体の活動のうち行政処分によって発生した損害に係る損害賠償請求権については、当該処分の取消訴訟が提起されて係属している限り、消滅時効が進行しないこととなるが、そのような解釈は、損害賠償の請求権が「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する」ことを定めた民法724条前段の文理に沿わないばかりか、国又は公共団体の活動のうち行政事件訴訟法上の処分に該当しない事実行為によって発生した損害について損害賠償を請求する場合と整合的に理解することができず、不合理というほかない(東京高裁平成28年9月5日判決・判例タイムズ1435号151ページ参照)。なお、原審原告は、上記東京高裁判決事案と本件とは、事例を異にすると主張するが、両者は、行政処分の違法

を主張する者が、当該行政処分が違法な行為であると容易に知ることができたとの点において、異なることはない。

(5) したがって、原審原告の上記2の主張は理由がない。

5 よって、本件損害賠償請求を棄却した原判決は、結論においては正当であつて、原審原告の上記主張は理由がない。

第8 結語

以上のとおり、本件旅券発給拒否処分は適法であつて、本件訴えのうち本件各義務付けの訴えに係る部分はいずれも行訴法37条の3第1項2号の要件を欠き、不適法であるから、原判決主文第2項中、本件各義務付けの訴えに係る各請求を棄却した部分を取り消した上で、同訴えをいずれも却下し、その余の原審原告の敗訴部分の取消しを求める本件控訴は理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以上